

第7章 高速道路交通警察隊

○鹿児島県警察高速道路交通警察隊の運営 に関する訓令 (平成10.10.2 鹿児島県警察本部訓令19)

改正 前略…平成28.3訓令17

目次

	ページ
第1章 総則(第1条—第6条)	2671
第2章 勤務制、運用及びサービス	2672
第1節 勤務制(第7条—第11条)	2672
第2節 運用(第12条—第15条)	2673
第3節 サービス(第16条・第17条)	2674
第3章 教養訓練及び車両等の管理(第18条—第20条)	2674
第4章 警察署等との関係(第21条・第22条)	2675
第5章 交通規制(第23条—第25条)	2675
第6章 事件・事故等の措置(第26条—第31条)	2676
附則	2677

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、鹿児島県警察高速道路交通警察隊(以下本則において「高速隊」という。)の運営に関し必要な事項を定めることにより、その効率的な運用を図ることを目的とする。

(準拠)

第2条 高速隊の運営は、別に定めがあるものによるほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 本隊 高速管理係をいう。

- (2) 市来分駐隊 市来分駐係をいう。
- (3) 末吉分駐隊 末吉分駐係をいう。
- (4) 高速管理官 九州管区警察局広域調整部高速道路管理官をいう。
- (5) 隊長 高速隊長をいう。
- (6) 隊員 高速隊の隊員をいう。
- (7) 高速道路等 高速自動車国道及び警察本部長（以下「本部長」という。）が高速隊の活動担当区域として指定する自動車専用道路をいう。
- (8) 通常活動 勤務時間割に基づく機動警ら、駐留監視、交通検問、在所警戒等の勤務をいう。
- (9) 特別活動 本部長又は交通部長の特命による勤務をいう。

本条…一部改正(平成14.3訓令6、7訓令20、26.3訓令4、28.3訓令17)

(任務)

第4条 高速隊は、高速道路等における次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 交通事故防止対策に関すること。
- (2) 交通の指導取締りに関すること。
- (3) 交通事故・事件（以下「事件・事故」という。）の捜査及び処理に関すること。
- (4) 交通規制に関すること（交通部交通規制課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 緊急配備その他の犯罪捜査の初動活動に関すること。
- (6) その他必要な警察事務に関すること。

(組織図及び係の分掌事務)

第5条 高速隊の組織図及び係の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(活動担当区域等)

第6条 高速隊の所在地及び活動担当区域は、別表第2のとおりとする。

第2章 勤務制、運用及び服務

第1節 勤務制

(勤務制)

第7条 隊員の勤務制は、次に掲げるとおりとする。

(1) 通常勤務

鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鹿児島県条例第27号。以下「勤務時間条例」という。）に定める地方警察職員の勤務時間の例による勤務

(2) 交替制勤務

当番、非番及び日勤又は週休日を繰り返す勤務

(勤務制の運用)

第8条 隊員の勤務制の運用は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 警部以上の警察官及び隊長が指定する隊員にあっては、通常勤務
- (2) 上記以外の隊員にあっては、交替制勤務

(勤務時間)

第9条 前条第2号の隊員（以下この節及び次節において「特別勤務隊員」という。）

の勤務時間は、勤務時間条例第2条に規定するところにより4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

本条…一部改正(平成22.3訓令12)

(勤務時間割)

第10条 特別勤務隊員の勤務時間割は、次表の基準によるものとする。ただし、隊長は、事件・事故の発生状況に応じ、基準を変更して勤務させることができる。

区分 勤務種別	勤務開始時間	勤務終了時間	勤務時間						休憩時間
			内 訳						
			点検指示	機動警ら	駐留監視交通検問	在所警戒	車両整備事務処理		
当番	9:30	翌日 9:30	15時間30分	30分	6時間 ∧ 9時間	2時間 ∧ 4時間	3時間 ∧ 4時間	1時間	8時間30分
7時間45分勤務	9:30	18:15	7時間45分	30分	3時間 ∧ 4時間	1時間 ∧ 2時間	1時間 ∧ 2時間	1時間	1時間

本条…一部改正(平成22.3訓令12、23.2訓令10、28.3訓令17)

(週休日)

第11条 隊長は、特別勤務隊員について、6週間につき12日の週休日を指定するものとする。

第2節 運用

(勤務種別)

第12条 特別勤務隊員の勤務種別は、通常活動と特別活動とする。

(勤務指定)

第13条 特別勤務隊員の各月の勤務は、前月末日までに隊長が別途指定するものとする。

(勤務日誌)

第14条 特別勤務隊員は、勤務終了後、勤務の状況及び結果を勤務日誌（別記第1号様式）に記載し、隊長に報告しなければならない。

(活動状況報告)

第15条 隊員（企画指導担当の者に限る。）は、毎月の交通取締り活動状況、交通事故発生状況、臨時交通規制状況等について、高速道路交通警察隊活動状況報告書（別記第2号様式）により翌月の10日までに隊長に報告しなければならない。

第3節 服務

(服務心得)

第16条 隊員は、別に定めのあるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 服装、言葉遣い、態度等に十分留意すること。
- (2) 違反者、参考人等に対する適切な応接に努めること。
- (3) 交通関係法令を遵守し、模範的安全運転に努めること。
- (4) 交通指導取締り及び事件・事故の現場処理に当たっては、危険性が高いことを念頭に置き、交通の状況その他周囲の状況に細心の注意を払うこと。
- (5) 活動担当区域内の道路、交通規制の実施状況及び交通の実態等を把握し、適切かつ効果的な活動を行うこと。
- (6) 急訴その他の願い届に接したときは、勤務時間及び活動担当区域のいかんにかかわらず、迅速かつ適切な措置を講じ、発生地を管轄する警察署に引き継ぐこと。
- (7) 常に交通指導取締り及び事件・事故の処理に関する知識並びに安全運転技能の習熟に努め、適正かつ妥当な職務執行に当たること。

(隊員章)

第17条 隊員は、鹿兒島県警察官の服制に関する訓令（平成7年鹿兒島県警察本部訓令第1号）第19条に規定する交通腕章に代えて、勤務中、隊員章を着装するものとする。

2 隊員章及びその着装要領は、別表第3のとおりとする。

第3章 教養訓練及び車両等の管理

(教養訓練)

第18条 隊長は、隊員の車両運転技術、交通指導取締り及び事件・事故捜査処理の能

力等の向上を図るため、計画的に教養訓練を実施しなければならない。

2 隊長は、新たに隊員になった者（以下この条において「新隊員」という。）に対し、車両運転技術、適正な交通指導取締り要領等に関する教養訓練を実施しなければならない。

3 新隊員に対する教養訓練の実施内容は、別表第4のとおりとする。

（車両及び装備資器材の管理）

第19条 隊長は、車両及び装備資器材を適正に管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 隊員は、車両及び装備資器材の良好な維持管理に努めなければならない。

（車両点検）

第20条 高速隊における車両の適正な管理を図り、隊員の厳正な規律を養うため、日常点検を実施するものとする。

本条…一部改正〔平成14.3訓令6〕

第4章 警察署等との関係

（連絡協調）

第21条 隊長は、高速管理官、隣接県の高速道路交通警察隊長、関係所属長及び関係機関の長（以下「関係機関等」と総称する。）と連携を密にし、適正かつ効果的な高速隊の運用に努めなければならない。

（応援要請）

第22条 隊長は、重大な交通事故・事件等が発生し、特に必要があると認める場合は、関係所属長に対し、応援の要請をすることができる。

第5章 交通規制

（異常気象時における交通規制）

第23条 隊長及び隊員は、高速道路等において濃霧、降雪、火山降灰その他異常気象又は道路の損壊、がけ崩れ等が発生した場合において、当該道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、交通規制を行わなければならない。

（交通事故等発生時の交通規制）

第24条 隊員は、交通事故の発生その他の事情により、高速道路等における交通規制を行う必要があると認めるときは、速やかに隊長に報告しなければならない。ただし、急を要し、報告することができないときは、道路交通法（昭和35年法律第105〔鹿児島警39〕・

号) 第75条の3(危険防止等の措置)の規定による応急の措置をとった後、速やかに報告するものとする。

2 隊長は、交通規制を行う必要があると認めるときは、必要な限度において交通規制を実施し、速やかに次に掲げる事項を関係機関等に通報しなければならない。

- (1) 交通規制の種別
- (2) 交通規制の理由
- (3) 交通規制の日時、区間又は場所
- (4) 交通規制の方法
- (5) その他必要な事項

3 前2項の規定は、交通規制を変更する必要がある場合について準用する。

4 隊長は、交通規制を解除したときは、速やかに関係機関等に通報しなければならない。

(交通規制の記録)

第25条 隊員は、この章に定めるところにより、高速道路等における交通規制を実施したときは、高速道路等交通規制実施簿(別記第3号様式)に、交通規制の内容、処理経過等を記録しておかなければならない。

第6章 事件・事故等の措置

(道路交通法等違反事件の措置)

第26条 隊員は、道路交通法等違反事件を検挙したときは、違反事件処理に関して定めるところにより、適正かつ迅速に処理しなければならない。

(事件・事故の措置)

第27条 隊員は、高速道路等において発生した事件・事故を認知し、又はその届出を受けたときは、事件・事故の捜査処理に関して定めるところにより、適正かつ迅速に処理しなければならない。

2 隣接する県警察の管轄区域である協定区域内において発生した事件・事故、その他の事案については、必要な応急措置を行い、当該地域を管轄する県警察の高速道路交通警察隊に引き継ぐものとする。

(刑事事件認知時の措置)

第28条 隊員は、刑事事件(事件・事故を除く。)及び特別法事件を認知し、又は通信指令室長から現場臨場の指令を受けたときは、次に掲げる初動措置を行い、所轄警察署長に引き継がなければならない。ただし、本部長指揮事件、本部長報告事件等

重要特異事件については、本部主管課長及び通信指令室長に速報するものとする。

- (1) 事件の受理及び手配
- (2) 被害者（負傷者）の救護
- (3) 被疑者の捜索及び逮捕
- (4) 被害者及び参考人の確保
- (5) 現場の応急保存
- (6) 遺留品その他の証拠物件の確保
- (7) 通信指令室長及び所轄警察署長への報告連絡
- (8) その他必要な措置

（身柄事件の措置）

第29条 高速隊において、次に掲げる被疑者を逮捕し、及び留置する必要があると認めるときは、被疑者の留置に関して定めるところによる。

- (1) 道路交通法違反事件の被疑者
 - (2) その他高速隊において一貫処理する交通関係法令違反事件の被疑者
- 2 高速隊において、前項に規定する被疑者以外の被疑者を逮捕し、又は私人から引渡しを受けたときは、関係書類を作成し、証拠資料とともに当該身柄を逮捕地を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。
- 3 第1項の規定により、留置を委託した被疑者、被告人等（以下「被留置者」という。）の護送については、被留置者の護送に関して定めるところによる。

本条…一部改正（平成22.3訓令5）

（要保護事案の措置）

第30条 隊員は、高速道路等において保護を要する者を発見した場合又は届出のあった者が保護を要する者であると認めた場合においては、保護取扱規程（昭和35年鹿児島県警察本部訓令第14号）第4条第1項の規定による必要な処置を講じた後、その者を所轄警察署長に引き継ぐものとする。

本条…追加（平成14.3訓令6）

（遺失物の取扱い）

第31条 高速隊において取り扱う遺失物については、鹿児島県遺失物取扱細則（平成元年鹿児島県警察本部訓令第11号）の定めるところにより処理するものとする。

旧30条…繰下（平成14.3訓令6）

附 則

第5編 交通 鹿児島県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令

- 1 この訓令は、平成11年1月1日から施行する。
- 2 鹿児島県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令（平成7年鹿児島県警察本部訓令第6号）は、廃止する。

附 則 （平成14.3.14訓令6）

- 1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正前の鹿児島県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 （平成14.7.23訓令20）

この訓令は、平成14年7月26日から施行する。

附 則 （平成22.3.17訓令5）

この訓令は、平成22年3月23日から施行する。

附 則 （平成22.3.30訓令12）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 （平成23.2.17訓令10）

この訓令は、平成23年3月1日から施行する。

附 則 （平成26.3.6訓令4）

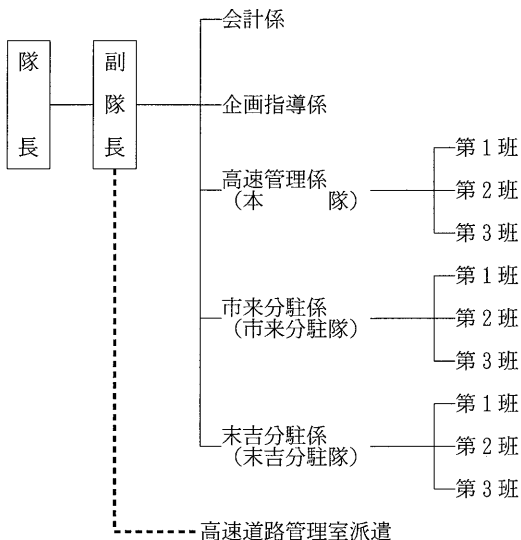
この訓令は、平成26年3月24日から施行する。

附 則 （平成28.3.14訓令17）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

高速道路交通警察隊組織図及び係の分掌事務



係名	分掌事務
会計係	1 隊員の身上及び給与に関する事。 2 予算及び会計経理に関する事。 3 公印の保管に関する事。 4 備品及び消耗品に関する事。 5 施設の維持管理に関する事。 6 その他特命に関する事。
企画指導係	1 隊員の配置運用及び職場教養に関する事。 2 文書の收受及び発送その他一般事務処理に関する事。 3 活動資料の整理に関する事。 4 装備及び取締資器材の保守管理に関する事。 5 車両の配置及び管理に関する事。 6 交通取締用自動車乗務員の教養訓練に関する事。 7 交通切符制度の運用に関する事。 8 交通反則制度の運用に関する事。 9 交通事件の審理及び送致に関する事。 10 その他特命に関する事。
高速管理係 市来分駐係 末吉分駐係	1 第4条の高速隊の任務に関する事。 2 その他特命に関する事。

本表…全部改正〔平成14.3訓令6〕、一部改正〔平成23.2訓令10〕、全部改正〔平成26.3訓令4〕、一部改正〔平成28.3訓令17〕

別表第2（第6条関係）

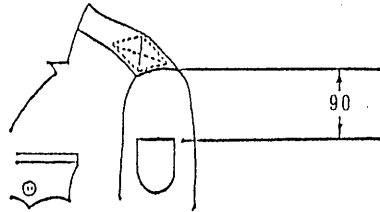
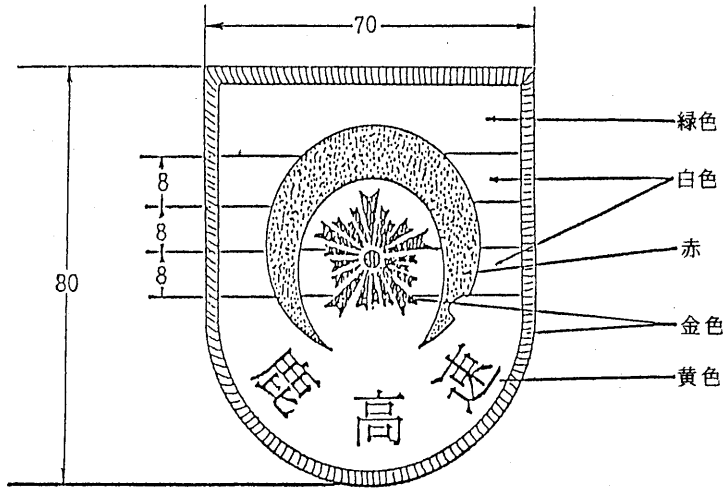
高速道路交通警察隊の所在地及び活動担当区域

名 称	所 在 地	係	活 動 担 当 区 域
鹿児島県警察 高速道路交通 警察隊	始良市加治木町 反土1,466番地	高速管理係	1 高速自動車国道 九州縦貫自動車道宮崎県境 付近及び鹿児島県の区域 2 自動車専用道路 (1) 県道指宿鹿児島インター 線（鹿児島ICから山田料 金所までの区域に限る。） (2) 鹿児島東西道路（協定区 域に限る。） (3) 単人道路
		市来分駐係	南九州西回り自動車道
		末吉分駐係	1 東九州自動車道 2 大隅縦貫道

本表…一部改正(平成14.3訓令6、22.3訓令5)、全部改正(平成26.3訓令4)、一部改正(平成28.3訓令17)

別表第3 (第17条関係)

隊員章及びその着装要領



数字は、寸法を示し、単位はミリメートルとする。

別表第4（第18条関係）

新隊員訓練実施内容

1 四輪自動車訓練

- (1) 乗降車要領
- (2) 乗車姿勢要領
- (3) 死角の確認とその対策
- (4) 日常点検要領
- (5) 慣熟走行の必要性とその要領
- (6) 車両感覚及び車両取り回し
- (7) 制動（ブレーキング）要領
- (8) スラローム要領
- (9) 加減速とコーナリング要領
- (10) 運転と反応
- (11) 緊急走行、追尾及び追尾測定要領
- (12) サイレンの効果の確認
- (13) 総合応用訓練（路上訓練）
- (14) ダート（悪路、非舗装道路）走行訓練
- (15) 車両整備訓練
- (16) その他

2 二輪自動車訓練

- (1) 車両取り回し及び各装置の操作要領
- (2) 乗降車要領
- (3) 乗車姿勢（ライディングフォーム）要領
- (4) 死角の確認とその対策
- (5) 日常点検要領
- (6) 慣熟走行の必要性とその要領
- (7) バランス走行訓練
- (8) 制動（ブレーキング）訓練
- (9) スラローム訓練
- (10) 加減速とコーナリング要領
- (11) トライアル訓練

- (12) 運転と反応
- (13) 緊急走行、追尾及び追尾測定訓練
- (14) サイレンの効果の確認
- (15) 路上訓練（総合応用訓練）
- (16) 車両整備訓練
- (17) その他

第5編 交通 鹿児島県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令

別記

第1号様式（第14条関係）

高速道路交通警察隊勤務日誌

隊 長		副 隊 長		係 長		主 任								
年 月 日 曜日・天候						係 第	班 長							
						階 級								
						氏 名								
指 示 事 項						勤 務 重 点								
交通 違反 件数	無免許 無資格	酒酔い 酒気帯び	速 度 追尾 自速機		小計 不保持	本閉路解 過積載	シートベルト 当月累計計							
故障 車両 件数	バンク	ガス欠	オーバーヒート		エンジントラブル	その他	月間累計							
交通 事故	高 速 道 路				自 動 車 専 用 道 路				合 計					
	区分	死亡	重傷	軽傷	物損	道 路 名	死亡	重傷	軽傷	物損	死亡	重傷	軽傷	物損
	九州縦費					指宿・鹿児島インター線								
	自動車道					鹿児島東西道路								
	東九州 自動車道					南九州西回り自動車道								
					大隅縦貫道									
請 願 届	遺失届		拾得届		被害届		落下物処理		その他					
交通 規制	高速道路等交通規制実施簿記載のとおり													
緊急 配備	発生署	種別	事件名	発 令	配完	解除	車両	IC						
				：	：	：								
				：	：	：								

本様式…全部改正(平成14.3訓令6、26.3訓令4)、一部改正(平成28.3訓令17)

第5編 交通 鹿児島県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令

第2号様式（第15条関係）

高速道路交通警察隊活動状況報告書（ 月 中 ）

隊長		副隊長		係長		主任	
----	--	-----	--	----	--	----	--

1 年 月中交通取締り活動状況

違反別 類別	重点違反							道交法 その他	道交法 小計	点数 (シートベルト)	合計
	無免許	飲酒	速度	過積載	通行帯	携帯	車間				
係第 班											
係第 班											
係第 班											
月別合計											

2 年中（ 月 ～ 月 ）交通取締り活動状況

違反別 類別	重点違反							道交法 その他	道交法 小計	点数 (シートベルト)	合計
	無免許	飲酒	速度	過積載	通行帯	携帯	車間				
係第 班											
係第 班											
係第 班											
月別合計											

3 交通事故発生状況

高 速 道 路								自 動 車 専 用 道 路									
区 分	死 亡		重 傷		軽 傷		物 損		区 分	死 亡		重 傷		軽 傷		物 損	
	月間	累計	月間	累計	月間	累計	月間	累計		月間	累計	月間	累計	月間	累計	月間	累計
九州縦貫									西側・鹿児島インター線								
自動車道									鹿児島東西道路								
東九州									華人道路								
自動車道									鹿児島環状自動車道								
									大隅縦貫道								
月 間 合 計								累 計 (月 ～ 月)									
件 数		死 者		傷 者		物 損		件 数		死 者		傷 者		物 損			

4 臨時交通規制実施状況

区 分	通行止め(回数)	速度規制(回数)
気象状況		
交通事故		
その他		

5 諸願届等受理状況

区 分	遺失届	拾得届	被害届	道路工事協議	道路使用許可申請
月中					
本年累計					

本様式…全部改正(平成14.3訓令6、26.3訓令4)、一部改正(平成28.3訓令17)

第5編 交通 鹿児島県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令

第3号様式（第25条関係）

隊長		副隊長		係長		主任	
----	--	-----	--	----	--	----	--

道路交通法第114条の3及び鹿児島県道路交通法施行細則（昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号）第36条に基づき、高速道路交通警察隊長による交通規制を下記のとおり実施してよいか。

高速道路等交通規制実施簿				
路線名	<input type="checkbox"/> 九州縦貫自動車道 <input type="checkbox"/> 南九州西回り自動車道 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 東九州自動車道 <input type="checkbox"/> 単人道路			
規制日時	年 月 日 曜 時 分開始 年 月 日 曜 時 分解除 (時間 分)			
規制内容	規制種別	<input type="checkbox"/> 通行止め <input type="checkbox"/> 速度規制 (80km/h⇒50km/h) <input type="checkbox"/> 速度規制 (70km/h⇒50km/h) <input type="checkbox"/> 速度規制 (km/h⇒ km/h)		
	規制理由	<input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 降(積)雪 <input type="checkbox"/> 降灰 <input type="checkbox"/> 濃霧 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	規制区間	<input type="checkbox"/> IC～ IC <input type="checkbox"/> 別添工事規制のとおり (・全線 ・上り ・下り)		
	規制距離	km	規制対象	全車両
	規制方法	<input type="checkbox"/> 可変標識 <input type="checkbox"/> 道路標識		
備考	日本道路交通情報センターによる広報 (要 ・ 不要)			

本様式…全部改正(平成14.3訓令6)